

## 申込みのしおり

杉並区  
高齢者住宅

## 「みどりの里」

空き室待ち登録者募集のご案内

## 募集概要

申込みのしおり  
配布期間

平成25年5月7日(火)～5月15日(水)

申込受付期限

平成25年5月17日(金) 杉並郵便局必着

※住宅課窓口へ申込書を持参する場合は、平成25年5月15日(水) 午後5:00まで

公開抽せん日

平成25年6月6日(木) 午前10:00～

(会場: 杉並区役所西棟6階 第5・第6会議室)

※抽せん会への参加・不参加は、抽せん結果には一切影響いたしません。

## ★空き室待ち登録者募集とは

本募集は、杉並区高齢者住宅「みどりの里」の空き室のあっせん対象となる方（空き室待ち登録者）を、あらかじめ抽せんによって決定するものです。下記の登録期間内に入居可能な空き室が発生次第、登録順位が上位の方から順に空き室をあっせんいたします。

## ★登録期間について

登録期間：平成25年7月1日～平成26年6月30日

## ※ご注意

次の場合は空き室待ち登録者としての資格を失いますのでご注意ください。

- ①空き室待ち登録期間が終了したとき
- ②住宅のあっせんで辞退したとき
- ③資格審査に不合格になったとき

## 申込方法

- (1) 「杉並区高齢者住宅使用申込書」に必要事項を記入してください。記入方法については、10～12ページを参照してください。
- (2) 申込書の表面右側の郵便はがきに50円切手を1枚ずつ（合計2枚）貼り付けてください。切手が貼り付けられていない場合は、抽せん番号および抽せん結果の通知がされませんのでご注意ください。
- (3) 申込書を申込用封筒（杉並郵便局留め）に入れて80円切手を貼って郵送するか、又は申込書を住宅課窓口へ持参してください（郵送と持参は申込受付期限（上記参照）が異なりますのでご注意ください）。

# 「みどりの里」の概要

「みどりの里」は、杉並区が維持管理をしている高齢者専用の集合住宅です。

## ★「みどりの里」の特徴

「みどりの里」には以下の特徴があります。

### (1) 緊急時の対応

各居室には緊急呼び出しボタンが設置されており、緊急時には常駐の生活協力員（又は警備会社）に助けを求めることができます。また、自動的に居住者の異常を感知し、外部に通報する生活リズムセンサーも設置されています。

### (2) 高齢者にやさしい居住設備

段差の少ない床、手すり、福祉対応型エレベーター等、高齢者の生活に配慮した設備が備わっています。また、オール電化の住宅（成田東みどりの里を除く）のため、火災の危険性が抑えられています。

### (3) その他の特徴

常駐の生活協力員による生活相談サービスがあり、生活上のお困りのこと等について相談をすることができます。また、入居者同士の相互交流のために談話室も設けられています。

## ★月額予定使用料

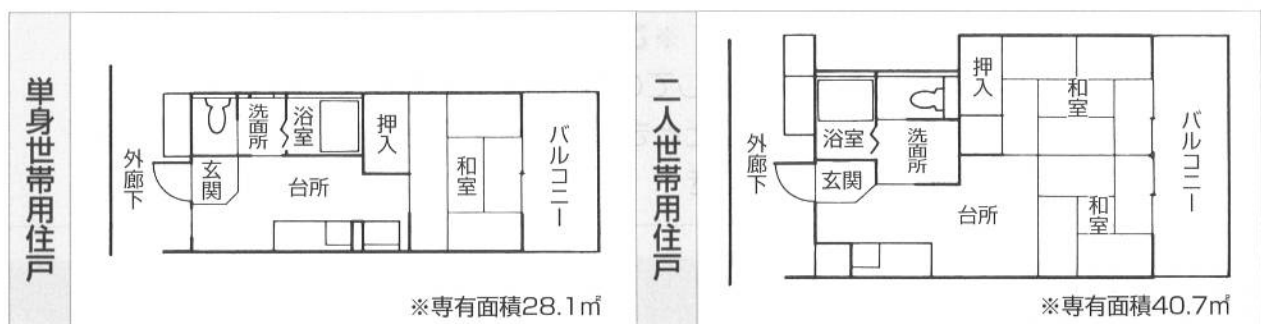
月額使用料は、世帯の所得に応じて決定されます。使用料の範囲は以下の表をご参照ください。

使用料 の範囲	単身世帯	二人世帯
	14,700円～35,200円	20,900円～49,900円

※この他に、別途共益費（月額2,000円）がかかります。

## ★参考間取り図（上高井戸みどりの里）

間取りは各みどりの里によって異なります。



## ★入居後のご注意

- (1) 使用料は前年の所得に応じて、毎年度決定いたします。
- (2) 公共料金及び蛍光灯等の消耗品の費用は、入居者の方の負担となります。
- (3) 犬・猫等のペットの飼育はできません。
- (4) 「みどりの里」では配食や入浴介助等の介護サービスは付きません。
- (5) 二人世帯用住戸の入居者のいずれかが死亡又は転居された場合は、原則として単身世帯用住戸に転居していただきます。

# 空き室待ち登録者募集住宅一覧

今年度の空き室待ち登録者募集対象住宅及び申込地区は下表のとおりです。

申込地区番号		住宅名 (所在地)	交通機関	建物 運営形態	総戸数		登録者数(補欠を除く)	
単身世帯	2人世帯				単身世帯	2人世帯	単身世帯	2人世帯
①	⑥	上高井戸みどりの里 (上高井戸2-12-8)	京王井の頭線「富士見ヶ丘駅」下車 徒歩13分 関東バス「中の橋」下車 徒歩8分	直営	67	9	4名	1名
		成田東みどりの里 (成田東1-23-14)	丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」下車 徒歩15分 関東バス「和田堀公園入り口」下車 徒歩3分	直営	17	1		
		浜田山みどりの里 (浜田山3-27-21)	井の頭線「浜田山駅」下車 徒歩3分 すぎ丸「浜田山みどりの里」下車 徒歩0分	借上げ	19	2		
②	⑦	高円寺南みどりの里 (高円寺南2-48-11)	JR「高円寺駅」下車 徒歩8分	借上げ	12	8	2名	2名
		和泉みどりの里 (和泉4-40-31)	都営バス「釜寺」下車 徒歩5分	借上げ	10	6		
		堀ノ内みどりの里 (堀ノ内3-4-12)	丸ノ内線「新高円寺駅」下車 徒歩15分 都営バス「堀ノ内」下車 徒歩5分	借上げ	14	2		
③	⑧	南荻窪みどりの里 (南荻窪3-21-4)	JR「西荻窪駅」下車 徒歩10分	借上げ	15	5	4名	1名
		宮前みどりの里 (宮前4-26-17)	関東バス「春日神社」下車 徒歩1分	借上げ	16	4		
		松庵みどりの里 (松庵3-4-17)	JR「西荻窪駅」下車 徒歩8分	借上げ	13	0		
④	⑨	荻窪みどりの里 (荻窪1-11-6)	関東バス「荻窪一丁目」下車 徒歩3分	借上げ	17	4	2名	1名
		桃井みどりの里 (桃井2-12-12)	西武バス「仲通り」下車 徒歩0分	借上げ	16	4		
		天沼みどりの里 (天沼3-7-9)	JR・丸ノ内線「荻窪駅」下車 徒歩7分	借上げ	19	3		
⑤	⑩	下井草みどりの里 (下井草3-13-12)	西武新宿線「下井草駅」下車 徒歩10分 関東バス「下井草二丁目」下車 徒歩5分	借上げ	17	5	3名	1名
		井草みどりの里 (井草1-19-21)	西武新宿線「下井草駅」下車 徒歩5分 関東バス「井草一丁目」下車 徒歩1分	借上げ	18	2		
		井草第二みどりの里 (井草5-17-14)	西武新宿線「上井草駅」下車 徒歩4分	借上げ	19	3		

※「建物運営形態」欄に「借上げ」と記載されている住宅は、民間の建物所有者との賃貸借契約により賃借期限が定められています。賃借期限満了後は、区が用意する他の住宅に移転していただく場合もございますので、あらかじめご承知置ください。

## 申込みにあたってのご注意

- (1) 申込みは一世帯につき1通のみ可能です。2通以上申し込んだ場合、又は同一人の氏名を2通以上の申込書に記入した場合(同居親族欄に記入している場合も含む)は、全ての申込みが無効となります。
- (2) 申込地区は1つだけ選択してください。複数の申込地区を選択した申込みは無効となります。
- (3) 申込みは地区ごとで受け付けるため、特定の住宅を指定して申込みことはできません。
- (4) 申込みには一定の資格が必要です。4～5ページを参照し、資格がある場合のみお申込みください。申込資格がないことが確認された申込みは無効となります。
- (5) 申込み後に申込地区、申込者、同居親族等を変更することはできません。
- (6) 申込みの代行業者は、杉並区とは全く関係がありません。
- (7) 申込みについてご不明な点がございましたら、12ページ記載の問い合わせ先(杉並区都市整備部住宅課)までお問い合わせください。

# 単身世帯用住戸の申込資格

単身世帯用住戸に申込みできる方は、申込日現在、次の①～⑥のすべてにあてはまる方に限ります。

## ① 65歳以上の単身者であること

申込者は、65歳以上（昭和23年5月16日以前の生まれ）の**単身者**であり、そのことが住民票で証明できること。

※夫婦の片方だけ（戸籍上の配偶者がいる方など）で申込むことはできません。

## ② 杉並区内に2年以上居住していること

申込者は、平成23年5月16日以前から申込みの日まで杉並区内に引き続き2年以上居住しており、そのことが住民票で証明できること。

※外国人の方は、住民票以外の書類で居住年数を確認する場合がございます。

## ③ 所得が定められた基準内であること

申込者の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得基準…… **年間所得金額 0円～2,568,000円**

※ 所得の計算方法等については6～9ページをご覧ください。

※ 申込者に所得税法上の扶養親族がいる方は、1人につき所得基準の上限に38万円加算されます。

## ④ 自立して日常生活が営めること

介護を必要とする場合は、その状況に応じた介護を受けることによって自立した生活が営めること。

## ⑤ 住宅に困っていること

原則として自家所有者（住宅又は土地の所有者で、共有持分のある方も含む）は申込みません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込むことができます。

(1)住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、高齢者住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。

→資格審査のときに取りこわしの契約書等で確認します。

(2)差押、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。

→資格審査のときに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

## ⑥ 入居しようとする方が暴力団員（関係者を含む）でないこと

「杉並区暴力団排除条例」に基づき、暴力団関係者等の申込みはできません。なお、申込みの受付に際し、暴力団関係者等であるか否かについて、氏名や住所などの個人情報を警察に照会する場合がありますのであらかじめご承知置きください。

# 二人世帯用住戸の申込資格

ふりかご準備期間

二人世帯用住戸に申込みできる方は、申込日現在、次の①～⑦のすべてにあてはまる方に限ります。

## ① 申込者が65歳以上であること

申込者は、65歳以上（昭和23年5月16日以前の生まれ）であること。

## ② 60歳以上の同居親族がいること

同居親族は、現に同居し、又は同居しようとする60歳以上（昭和28年5月16日以前の生まれ）の者で、配偶者又は二親等以内の血族であること。

（1）現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア 婚約者（入居手続きのときまでに入籍し、そのことが証明できること）

イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

ウ 独立して生計を営み、住宅に困窮しているため、同居できない者であること。

（2）内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（又は妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

（3）次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み

イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

## ③ 杉並区内に2年以上居住していること

4ページの②を参照してください。

※ 同居親族は本資格を満たす必要はありません。

## ④ 所得が定められた基準内であること

申込世帯の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得基準…… 年間所得金額 0円～2,948,000円

※ 所得の計算方法等については6～9ページをご覧ください。

※ 申込者又は同居親族に所得税法上の扶養親族がいる方は、1人につき所得基準の上限に38万円加算されます。

## ⑤ 自立して日常生活が営めること

4ページの④を参照してください。

## ⑥ 住宅に困っていること

4ページの⑤を参照してください。

## ⑦ 入居しようとする方が暴力団員（関係者を含む）でないこと

4ページの⑥を参照してください。

# 所得基準について

あなたの世帯の所得金額の合計が所得基準内にあるかどうかを、確認してください。  
家族全員の、申込日現在の所得金額の合計を計算してください。

※ 「特別控除金額」については、9ページをご覧ください。

収入のある人の名	所得金額	-	9ページ②の特別控除金額	=	差引金額 (マイナスの場合は0円)
申込者	( )	-	( )	=	( )…ア
同居者	( )	-	( )	=	( )…イ

差引金額合計 (ア+イ)	-	9ページ①の特別控除金額	=	世帯の所得金額の合計

## 所得金額の計算方法

「所得金額」とは、平成24年中（平成24年1月1日から12月31日まで）の所得で、7～8ページの計算方法により算出した金額をいいます。

### ★ 所得としないもの

- 1 次の収入は0円とし、所得とはなりません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、遺族及び障害を支給事由とする年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得

- 2 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。

★ 所得金額の計算ができない方は、住宅課までお問い合わせください。

## 1 公的年金等収入の方（確定申告をされた方は、8ページの3を参照）

公的年金等収入は、平成24年1月から12月までに支給されたすべての年金等の収入（「平成24年分公的年金の源泉徴収票」などで支払金額を確認してください。）を合計し、下記の表にあてはめ所得金額を計算してください。

ただし、遺族及び障害にかかる年金は除きます。

また、平成24年1月以降に支給が決定された公的年金等収入は、「年金裁定通知書」等の金額を対象とします。

本人の 年 齢	公的年金等収入の合計額	所得金額になおす計算方法	
		(収入の合計額)	計算式 (所得金額)
「65歳以上」 昭和23年 5月16日 以前生まれの方	1,200,000円まで		0円となります
	1,200,001円～3,299,999円	( )	- 1,200,000円 = ( )
	3,300,000円～4,099,999円	( )	× 0.75 - 375,000円 = ( )
	4,100,000円～7,699,999円	( )	× 0.85 - 785,000円 = ( )
	7,700,000円以上	( )	× 0.95 - 1,555,000円 = ( )
「65歳未満」 昭和23年 5月17日 以後生まれの方	700,000円まで		0円となります
	700,001円～1,299,999円	( )	- 700,000円 = ( )
	1,300,000円～4,099,999円	( )	× 0.75 - 375,000円 = ( )
	4,100,000円～7,699,999円	( )	× 0.85 - 785,000円 = ( )
	7,700,000円以上	( )	× 0.95 - 1,555,000円 = ( )

(計算例) 昭和23年5月16日以前に生まれた方で「公的年金等収入の合計額」が3,000,000円の場合には、公的年金等にかかる所得金額は、  
 $3,000,000円 - 1,200,000円 = 1,800,000円$ となります。

- ※ 上記の計算により算出した所得金額が、所得基準額（4～5ページに記載）の範囲内に収まっているかご確認ください。
- ※ 特別控除を受けられる人（9ページ参照）は、算出した所得金額から特別控除金額を差し引くことができます。

## 2 源泉徴収票をお持ちの方

会社員・店員・パート・アルバイト等で平成24年1月1日以前から同じ勤務先の方  
(確定申告をされた方は、3を参照)

平成 24 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1 春荘 101号室	氏名 スギナミ イチロウ 杉並 一郎	(受給者番号)
種別	支給金額 2,386,998	給与所得控除後の金額 1,488,800	源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の人数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)
(摘要) 夏期給与特別減税額の選付済額 年調給与特別減税額		配偶者の合計所得	個人年金保険料の金額

この金額が所得金額です。

給与・年金収入	所得金額
円	円

申込書の年収額欄

## 3 確定申告書の控えをお持ちの方

自営業・外交員・サービス業等で平成24年1月1日以前から同じ仕事の方

平成 24 年分の所得税の 申告書 B

住所	フリガナ	氏名	性別	生年月日
収入金額等	税	金	算	計
① 給与所得	① 課税される所得金額	① 所得金額	① 所得金額	① 所得金額
② 不動産所得	② 配当控除	② 所得金額	② 所得金額	② 所得金額
③ 利子所得	③ 住宅ローン控除	③ 所得金額	③ 所得金額	③ 所得金額
④ 配当所得	④ 住宅ローン特除	④ 所得金額	④ 所得金額	④ 所得金額
⑤ 雑所得	⑤ 雑所得控除	⑤ 所得金額	⑤ 所得金額	⑤ 所得金額
⑥ 総合課税	⑥ 雑所得控除	⑥ 所得金額	⑥ 所得金額	⑥ 所得金額
⑦ 一時所得	⑦ 雑所得控除	⑦ 所得金額	⑦ 所得金額	⑦ 所得金額
⑧ 事業所得	⑧ 雑所得控除	⑧ 所得金額	⑧ 所得金額	⑧ 所得金額
⑨ 合計	⑨ 雑所得控除	⑨ 所得金額	⑨ 所得金額	⑨ 所得金額

この金額 (⑧を差し引く) が所得金額となります。

申込書の年収額欄
給与・年金収入
円
所得金額
円



# 特別控除金額について

式書書の(図表)書込申

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得から、それぞれの特別控除金額を差引くことができます。

## ① 申込世帯の合計所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㉗ 老人扶養控除等	1人につき 10万円	申込みのとき所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上(昭和18年5月16日以前の生まれ)の人	
㉘ 特定扶養控除	1人につき 25万円	申込みのとき所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満(平成2年5月9日～平成9年5月16日生まれ)の人	
㉙ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている人	㉙の特別障害者控除を受ける人は、㉚の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㉚ 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された場合を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている人	

## ② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㉛ 寡婦控除	27万円	申込者本人又は同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、又は夫の生死が明らかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる女性 1 扶養親族または生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有する女性 2 年間所得金額が500万円以下の女性(1の「扶養親族・子」のいない人もあてはまりますが、離婚した場合は除きます)	
㉜ 寡夫控除	27万円	申込者本人又は同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、又は妻の生死が明らかでない男性で、生計を一にする子(年間所得金額38万円以下であること)を有し、かつ年間所得金額が500万円以下である男性	

※ ご不明な点は、住宅課へお問い合わせください。

### 杉並区高齢者住宅使用申込書 〈あき室待ち登録〉

25年5月××日

杉並区長あて

3ページの表から、1つだけ申込地区を選択し、番号を記入してください。

申込地区番号	※
抽せん番号	

私は、杉並区高齢者住宅条例に基づく高齢者住宅を使用したいので申し込みます。  
 なお、申し込みにあたり、必要な税情報、住民基本台帳情報及び外国人登録情報の利用に同意します。また、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

申込者	郵便番号	166-0004	区内居住年数	10年	自宅電話番号	3312-2111
					携帯電話番号	090-0000-0000
	現住所	杉並区 阿佐谷南 1丁目 15番 1号 アビエ 様方(壮) アバード 101号室				
	フリガナ	スギナミ ハナコ		生年月日	昭和10年 10月 10日 (77歳)	
	氏名	杉並 花子 印				

6~8ページを参照し、記入してください。

氏名	続柄	性別	生年月日	職業	年 取 額		勤務先・事業所等の所在地・名称等	就職・事業開始年月
					給与・年金収入額	所得金額		
申込者	本人	男 女		なし	2,000,000	800,000	所在地 名称 電話	年 月
		男 女	( 歳)				所在地 名称 電話	年 月
計 1 名				特別控除金額		270,000	特別控除対象者 種類 花子 寡婦	
				世帯の所得金額		530,000	入居しないが、申込者又は同居親族が 所得税法上扶養している親族数 (遠隔地扶養)	人

○あなたの世帯で特別控除を受けている人がいる場合は、該当欄に氏名を記入してください。

老人扶養親族等	特定扶養親族等	寡婦(寡夫)	障害者	特別障害者
		杉並 花子		

9ページを参照し、該当する場合は記入してください。



# 郵便はがきの書き方

式書書の(面裏)書込申

郵便はがき

166-0004

50円切手を必ず貼ってください。

切手の貼り忘れにご注意ください。

住所: 杉並区 阿佐谷南 1-15-1  
 所: みじや 様方・<sup>㊦</sup>アパート 101号室

氏名: 杉並 花子様

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
 杉並区都市整備部住宅課  
 TEL (3312) 2111(代表)

申込地区番号:    抽せん番号:   

申込用紙の表面に記入したものと  
 同じ番号を記入してください。

太線内

郵便はがき

166-0004

50円切手を必ず貼ってください。

住所: 杉並区 阿佐谷南 1-15-1  
 所: みじや 様方・<sup>㊦</sup>アパート 101号室

氏名: 杉並 花子様

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
 杉並区都市整備部住宅課  
 TEL (3312) 2111(代表)

申込地区番号:    抽せん番号:   

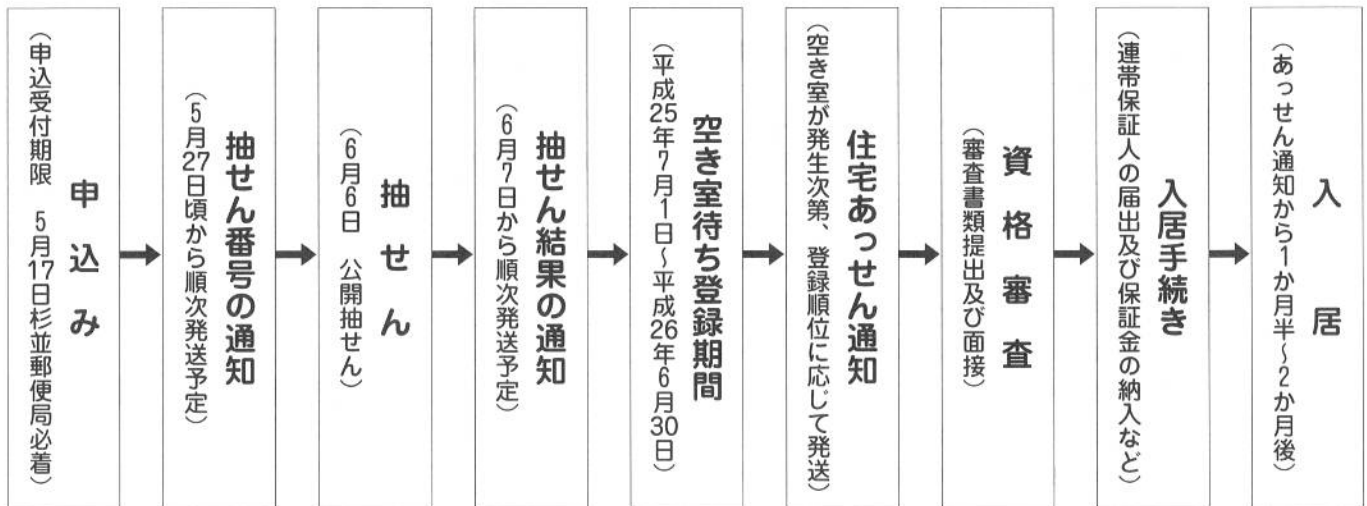
太線内を書いてください。

② 外側にして折ってください(切りはなさないこと)

③ 外側にして折ってください(切りはなさないこと)

## 申込みから入居までの流れ

申込みから入居までの流れは、以下の通りです。



## 問い合わせ先

杉並区都市整備部住宅課

電話：3312-2111 受付時間：平日 8:30～17:15